

平成音楽大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、平成音楽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 25(2013)年 7 月末までに改善報告書（議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

「九州から音楽文化を発信する」という建学の精神のもと、「中央に劣らない音楽教育」を目指してその教育を実践している。4 つの基本理念に基づく大学の使命・目的を学則に掲げ、ホームページをはじめ、大学発行の各種刊行物を通して学内外に周知している。

教育研究の基本的な組織は、九州唯一の音楽単科大学として、音楽学部 1 学部 2 学科（音楽・幼児音楽教育）及び音楽専攻科を置き、適正規模で構成されている。

教育目的の教育課程や教育方法などは、大学に設置する音楽学科各コース、幼児音楽教育学科、音楽専攻科、共にその方針を設定し、公表している。両学科のカリキュラムは「基礎科目群」「展開科目群」「発展・応用科目群」に分けられ、科目群の中で領域が設定されている。また、FD 委員会による授業評価と連動させながら、教育課程の編成方針が検討されている。

学部・学科のアドミッションポリシーを成文化し、入学試験要項や学園案内パンフレットなどに明示して効果的に運用している。教務委員会を中心とした全専任教員による履修指導がきめ細かく行われ、学生の適性を考慮した運営を実施するなど学習支援体制が整備されている。また、経済的困窮学生に対する貸与制度の各種制度を設け、オフィスアワーの実施などの学生サービスの体制や、毎年度全学生対象の進路希望調査を実施し、就職相談窓口を通じて常時、学生の相談を受付けることのできる体制も整備されている。

教員の配置については大学設置基準を上回る教員で構成され、教員の採用・昇任は「平成音楽大学教員選考規程」で明確にしている。教育研究費は教員への研究活動の奨励がより一層望まれるが、教員の研究活動を活性化するための取組みは、公開授業や学生に対する授業評価の実施など、組織的なFD(Faculty Development)活動が積極的に行われている。

職員は各部署にて責任ある実務者として適材適所に配置され、法人と大学の業務の兼務など効率的な運営が行われている。職員の資質向上のための研修、SD(Staff Development)への取組みは、外部機関への参加や学内での「能力向上セミナー」が実施されている。また、事務局長は教授会の構成員であり、事務局各課の長も同席が認められているなど、教員との連携体制が整備されている。

法人の役員選出は規程に基づき運営され、自己点検・評価に関しては「自己点検・評価委員会」を設置している。法人の役員数は定員を満たし、理事会を年4回開催して予算・事業計画、決算・事業実績などの重要事項を審議するなど管理運営体制が整備され、適切に機能している。また、理事長・学長の諮問機関である運営委員会を組織し、管理部門と教学部門の協議・調整の場として重要な機能を担い連携を図っている。

4年制大学へ転換後の歴史が短いことに加え少子化の影響もあり、学生生徒等納付金は減少傾向にあるが、教育研究経費を除き経費の圧縮に努めており、過去5年の消費収支も基本金の組入れの多かった平成19(2007)年度を除けば収入超過を維持している。財務情報の公開は、広報誌に事業報告書を掲載し財務公開に努めている。平成21(2009)年度より、ホームページ上でも財務情報を掲載している。外部資金の導入は、音楽大学という特殊性もあり少ないものの導入努力は行われている。

教育研究目的を達成するための施設設備については、大学設置基準を十分に満たしており、小規模であるが必要とされる施設は整備されている。音楽の専門教育に適した自然環境に恵まれた地域にキャンパスを有しているとともに、創立35周年事業として設置した「コミュニティセンター」が教職員・学生・卒業生のサロンとして利用されているなどアメニティに配慮した教育環境が整っている。

九州唯一の音楽単科大学として、定期演奏会や公開授業を行うほか、九州各地で教員によるセミナーを開催している。熊本県内の高等教育機関により結成された「高等教育コンソーシアム熊本」に参加し、地元御船町教育フォーラムによる「学園都市構想の推進」の一翼を担っている。また、大学の施設を一般に広く開放し、大学と地域社会との協力関係が構築されている。

社会的機関として必要な組織倫理は、就業規則や事務組織規程に定めて法令順守の徹底に努め、キャンパスハラスメントに関しては「防止対策委員会」を設けてその防止に努めている。危機管理に関しては、「課題研究特別委員会」が対応し、突発的な災害や事故についても対応できるよう緊急連絡網が整備されている。教員の研究活動支援のために「学術研究委員会」を設けて紀要を年2回発行し、実技系の教員に対しては教員コンサートや定期演奏会を行うなど、教育研究成果を公開している。

特記事項である音楽療法コースは、一人ひとりに目の行き届いた教育を心掛け、極めて高い就職率を保っている。特に、音楽療法士の専門職として精神科・介護施設に常勤として就職できていることは、全国でも大変貴重であり、4年間の音楽療法士としての教育、社会人としての人間教育の成果として現れている。大好きな音楽を生かし、社会に貢献できる人材を数多く輩出していることは特筆に値する。

建学の基礎である「九州から音楽文化を発信させたい。九州に音楽大学を」という出田憲二現御船学園名誉理事長の熱い情熱と、その意に賛同し集った先達の行動と想いを継承し、建学の精神・大学の教育理念及び使命・目的の達成に向けて、理事長・学長のリーダーシップのもと、教職員のより一層の取組みを期待する。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

「九州から音楽文化を発信する」という建学の精神のもと、「中央に劣らない音楽教育」を目指し、その教育を実践している。また、その精神は 4 つの基本理念、「音楽芸術の真理の探求」「創造性豊かな心を持つ人間形成」「地域社会の発展に寄与する人材育成」「福祉の進展に寄与する人材の育成」として定められ、ホームページをはじめ、大学発行の各種刊行物を通して学内外に周知している。

4 つの基本理念に基づく大学の使命・目的を学則に掲げ、学生便覧の冒頭には大学の沿革と目的を明示している。また、入試要項及び学園案内にアドミッションポリシーとして教育理念や求める学生像を明記し、広報誌「平成ミュージックタイムス」の事業報告書に設置の目的などをそれぞれ掲載している。

建学の精神や基本理念及び大学の使命・目的の認知度を学内外に高めていくため、学生便覧を全学生及び全教職員（非常勤講師含む）に配付し、ホームページのリニューアル作業を行うなど、広く周知・公表に向けて熱心に努力していることがうかがえる。

【優れた点】

- ・FD 委員会を立上げ、建学の精神や教育理念を明確化し、教育目標として成文化したことは高く評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本組織については、九州唯一の音楽単科大学として、音楽学部 1 学部 2 学科（音楽・幼児音楽教育）及び音楽専攻科を置き、適正規模で構成している。理事長・学長の諮問機関として、理事会と教授会の意見疎通を円滑に行うための「運営委員会」を設置し、リーダーシップを発揮できる体制となっている。そのほか教育目的を達成するために各種委員会が設置され、大学の各組織は概ね適切に構成され、機能している。

人間形成のための教養教育に関する組織上の措置については、中学・高校教職関係科目、音楽療法関係の医療関係科目、幼児教育関係の社会福祉系科目などを開設し、特色ある教養科目を提供している。更に、教授会下部組織である「教養・教職部会」が主管となって協議検討を行い、その結果を教務委員会、「運営委員会」及び教授会へ提案・立案するシステムをとっている。

教育方針を形成する組織と意思決定過程と大学の使命・目的及び学習者の要求との対応については、「運営委員会」において学長からの諮問や教育研究に関する検討課題を取上げ

て協議・建議が行なわれ、また音楽学科における個人レッスン、幼児音楽教育学科におけるクラス担任制や「幼教タイム（縦割りホームルーム）」を通して学生の意見のくみ上げが図られている。

【優れた点】

- ・音楽学部において、音楽教育と音楽療法士や保育士の養成教育の相互作用を図り、福祉系の科目や医療系の科目を開設していることは高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

教育目的の教育課程や教育方法などへの反映については、音楽学科各コース、幼児音楽教育学科、音楽専攻科、共にその方針を設定し、公表している。両学科のカリキュラムを「基礎科目群」「展開科目群」「発展・応用科目群」に分けて科目群の領域を設定し、FD委員会の審議と連動させながら、カリキュラムの編成方針を決定している。

教育課程の編成方針などについては、上記の「基礎科目群」「展開科目群」「発展・応用科目群」の科目群に基づいて、基礎から高度な内容までの授業構築を図り、資格に関する科目群を体系的に構成している。1年間の履修単位の上限を定め、演奏などを実施することによる実践教育など特色ある教育の工夫をしている。

教育目的の達成状況の点検評価については、FD委員会が学生による授業評価などを実施して授業改善に資している。また、オフィスアワーを実施して資格取得指導など個別に指導を行い、就職委員会による指導助言が行われている。

【優れた点】

- ・音楽学部において教職免許のほかに、音楽療法士やホームヘルパーの資格が取得でき、社会の要請を反映した体制をとっていることは高く評価できる。
- ・学年ごとに専任教員が2人1組の担任制を採り、教員と学生一人ひとりの連携が良好で、資格取得までの履修指導や生活指導を行っていることは高く評価できる。
- ・FD委員会が詳細な授業アンケートを行い、それを公表して授業の改善に役立っていることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・シラバスに成績評価基準を示していない科目が一部にみられるなど、記述の統一性を含め内容の充実が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学部・学科のアドミッションポリシーを成文化し、入学試験要項や学園案内パンフレットなどに明示して効果的に運用されている。入学者選抜については、推薦入試、AO 入試をはじめとする各種入学試験が、4 つの部会の連携により適切に実施され、学生確保を考慮した学科新設や入学定員変更などの努力も行われている。

学習支援体制は、各年度の初めに新入生及び在学生に対し、教務委員会を中心とした全専任教員による履修指導をきめ細かく実施し、学生の適性を考慮した運営が行われている。音楽学科では成績表をもとにきめ細かな指導を施し、幼児音楽教育学科では複数の教員による担任制をとるなど、学習支援体制に配慮している。

学生サービスの体制は、特待生入試における授業料減免制度をはじめ「奨学資金貸与規程」に基づく各種の制度を設け、経済的困窮学生に対する貸与制度を整備している。また、学生の課外活動を支援する「学友会」、学生相談室の運用、オフィスアワーの実施などについて、学生課、学生委員会、そしてレッスン・授業の担当者の個別対応により適切に運用されている。

就職・進学支援などの体制は、毎年度全学生対象の進路希望調査を実施し、就職相談窓口を通じ、常時学生の相談を受付けることができる体制が整備されている。

【優れた点】

- ・在学生への奨学金の制度は公平性を担保した運営がなされ、家計急変者へ配慮されていることは高く評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために必要な教員が、大学設置基準を上回る人数で適切に配置されている。音楽学科では楽器ごとの専門教員、幼児音楽教育学科では幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得するために必要な教員が、それぞれ配置されている。

教員の採用・昇任については「平成音楽大学教員選考規程」で明確にされ、その方針に基づき「教員資格審査委員会」、教授会、理事会の議を経て、適切に選考が行われている。

教員の教育担当時間については、学生の担当希望を反映させ、教育の質にも配慮しつつ設定されている。教育研究費についての制度及びその規程が定められ、研究室は専任教員全員に整備されている。

教員の研究活動を活性化するための取組みは、公開授業や学生に対する授業評価など、組織的な FD(Faculty Development)活動が積極的に行われている。特に、公開授業は記録

され、授業検討会を経て授業改善に生かされている。最近では、複数の教員による共同研究に対する外部資金導入もあり、今後こうした教育研究活動の成果が期待される。

【優れた点】

- ・FD 活動において、公開授業や授業検討会を組織的に実施し、学生アンケートも定期的
に実施するなど、授業方法の改善に生かしていることは高く評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員は各部署の責任者であり実務者として適材適所に配置され、法人と大学の業務の兼務など効率的な運営が行われている。

職員の採用については公募制をとり、書類選考を経て小論文・面接試験を課している。複数の教職員による審査を実施し、最終的に理事会に報告されている。また、昇任・異動についてはその必要性を確認の上、理事会に諮って決定している。職員の採用・昇任・異動に係る手続は適切に執り行われている。

職員の資質向上のための研修、SD(Staff Development)への取組みとしては、日本私立大学協会などの外部機関への参加や学内での「能力向上セミナー」が実施されている。

事務局長は教授会の構成員となり、また事務局各課の長も同席が認められている。また、各種委員会には事務主管課が定められ、教学との連携体制が整備されている。

教育研究支援のための事務組織として、演奏会など研究発表支援は「演奏委員会（主管課：演奏課）」、研究紀要の発刊などは「学術研究委員会（主管課：庶務課）」を設けており、概ねその体制が構築されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事会は年 4 回開催され、予算・事業計画、決算・事業実績などの重要事項を審議している。法人の役員数は定員を満たしている。法人の役員選出は寄附行為、学事関係の学長は「学長選任規程」、役職教員は「役職教育職員選出規程」に定められ、規程に基づき運用している。

理事会に理事として学長、学部長、事務局長、学長補佐が出席しており、管理部門と教学部門（教授会）の意思が相互に反映されている。また、「運営委員会」が組織され、管理部門と教学部門の協議・調整の場として重要な機能を担い連携が図られている。

自己点検・評価に関しては、「自己点検・評価委員会」を設置し、平成 18(2006)年度から教育研究活動の改善及び水準の向上を図るため、「公開授業」「授業評価」「GPA(Grade Point Average)」の3つのワーキンググループを立上げ、実施体制が整えられている。その結果をFD報告書にて配付・公表している。

【改善を要する点】

- ・補正予算については、理事会決議前にあらかじめ評議員会の意見を聞いていないので、私立学校法第42条に則り、適正な運営を行うよう早急な改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

4年制大学への改組転換後の歴史が浅いことに加え少子化の影響もあり、学生生徒等納付金は減少傾向にあるが、教育研究費を除き経費の圧縮に努めており、帰属収支は収入超過である。

消費収支も基本金の組入れ額が多かった平成 19(2007)年度を除けば、収入超過を維持しており、収支のバランスはとれている。借入金も運用資金に比して僅少であり、資金運用については、堅実な運用が行われている。現在、今後の校舎の耐震工事や補修工事に対する資金計画の策定などが検討されている。

財務情報の公開は、学内誌に事業報告書を掲載し、財務公開に努めていたが、平成 21(2009)年度より、ホームページ上にも財務情報が掲載されている。財務諸表は公認会計士による監査を受けており、その内容が適正であるとされている。

外部資金の導入は、音楽大学という特殊性もあり少ないが、導入の努力は続けられている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するための施設設備については、大学設置基準を十分に満たしており、小規模であるが必要とされる施設は整っている。研究室も全教員に対し一室ずつ確保されている。

キャンパスが熊本駅及び市の中心部から離れた郊外にあるので、スクールバスの無料運行を行い、施設内に女子学生寮を設けている。また、豊かな自然環境を生かしたキャンパスが整備されている。

平成 18(2006)年には、遮音性に優れた新音楽棟「クリーム」を完成させ、教育効果を高めている。練習室の数は豊富で、学生はいつでも練習できる環境にある。平成 19(2007)年には、創立 35 周年事業として「コミュニティセンター」が完成し、教職員、学生、卒業生のサロンとして利用されている。

バリアフリー設備については、学舎の一部にスロープやエレベータが設置されている。耐震強化に関しては、耐震診断を開始している。

【参考意見】

- ・施設設備のバリアフリー対策、耐震強化に関して、早期にその計画を策定し、安全性の確保に努めることが望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

九州唯一の音楽単科大学として、「九州から音楽文化を発信する」という理念に基づき、定期演奏会や公開授業を行うほか、九州各地で、教員がセミナーを開催している。「ハンディキャップ・チャイルドのための音楽療法」の公開講座や、音楽人口の拡大を図ることを目的とする「ピアノクリニック」「グレードアップセミナー」、小・中学校の音楽担当教員の集会や幼児教育者のための講習会などを開催し、幅広く、社会・地域に貢献している。

熊本県内の 13 の高等教育機関により結成された「高等教育コンソーシアム熊本」に参加して、教員免許更新講習の選択科目 3 科目を開設している。

地元御船町教育フォーラムによる「学園都市構想の推進」の一翼を担い、球磨村住民との交流連携事業への参画や音楽以外の社会活動にも取組むなど、地域社会との協力関係が構築されている。

大学の施設を一般に広く利用してもらうため、大学のグラウンドを地元で無料で開放しているほか、大学の校舎をさまざまな研究会や演奏会の会場として提供している。

【優れた点】

- ・大学の持つ人的資源を広く社会に提供するために、教員・学生が地元でのセミナーや演奏会を行い、それぞれ活発に活動している点は高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理は就業規則や事務組織規程に定められ、法令順守の徹底に努めている。また、個人情報の保護に関しては「個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針」を定めている。

キャンパスハラスメントに関しては、「防止対策委員会」を設け、パンフレットの配付や啓発講座を実施するなど防止に努め、またハラスメントを受けた者の保護・救済の窓口も設けている。

危機管理に関しては、「課題研究特別委員会」が対応し、この委員会の検討事項として規定されている。突発的な災害や事故についても対応できるよう緊急連絡網が整備され、その連絡はホームページにパソコンまたは携帯電話からアクセスできるようになっている。また、安全衛生委員会も設置し、教職員の健康に関する対応もできている。

大学の教育研究の特色などは、広報誌「平成ミュージックタイムス」の発行によって広報している。教員の研究活動支援のために「学術研究委員会」を設け、紀要を年2回発行している。また、紀要論文での成果発表が困難な実技系の教員に対しては教員コンサートや定期演奏会を行い、教育研究成果を公開している。

「音楽療法情報センター」では、セミナーの開催などのほかに、音楽療法の職域開拓を行い、熊本の音楽療法研究実践の中心的な存在としての取組みを続けている。

【優れた点】

- ・音楽療法コースを中心とした「音楽療法情報センター」が、セミナーの開催や実践・広報活動に取組み、熊本県内の専門研究機関として確立されていることは高く評価できる。

